特集1

犯罪被害者に、あなたの理解と支援を

問 県民生活課
TEL 073-441-2350
FAX 073-433-1771

県では、2019年3月に「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を策定し、犯罪被害者やそのご家族が安心して生活を取り戻せるよう支援の充実に取り組んでいます。

11月1日～12月1日は犯罪被害者月間です。この機会に私たち一人一人にできることを考えてみませんか。



犯罪被害者の人権を考えませんか。

犯罪は、被害者の身体や心だけでなく、ご家族の心も深く傷つけます。また、事件後の周囲の反応や何気ない言葉によって、心に傷を負ってしまうこともあります。

こうした「二次的被害」を防ぐためには、被害者の置かれている状況を社会全体が理解し、寄り添うことが大切です。

二次的被害の例

- 興味本位で話を聞かれる
- 「もう忘れたら？」と言われる
- SNSで憶測を書かれる
- 過剰な取材をされる
- 何度も説明を求められる

二次的被害 →

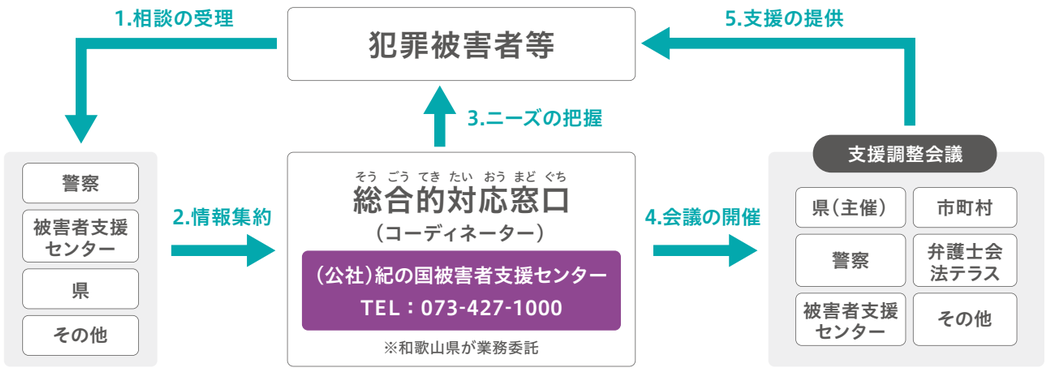
何気ない言葉や行動が、被害者をさらに傷つけることがあります。



県での取組

犯罪被害にあわれた方が必要な支援を受けられるよう、いずれかの窓口に一度相談すれば、相談内容に応じて、警察、市町村、弁護士会などの関係機関と連携しながら、必要な支援につなぎます。

多機関ワンストップサービス体制



※支援の対象となる犯罪被害や支援内容には一定の要件があります。



当たり前の日常を失い、思い悩む日々

交通事故で母を亡くしてから、事故の光景が頭から離れず体調を崩し、当たり前の日常を失いました。大切な家族を失うという壮絶な悲しみをより深いものにしたのが加害者の言動や態度でもあり、心痛める日々でした。周囲からかけられた「運が悪かった」、「もう気持ちを切り替えたら?」という言葉も、決して悪気があって口にした言葉ではなかったと思いますが、当時の私にとっては辛く悲しいものでした。



紀南交通事故被害者の会
代表　中岡 貴恵 さん

心の支えになった「理解してくれる場所」

紀の国被害者支援センターに出会い、辛い気持ちを理解し寄り添ってもらえたことは大きな心の支えになりました。同じ境遇の方と話し、気持ちを共感してもらえたことも、日常を取り戻すきっかけになりました。 一人一人の言動が、人を傷つける事も、救う事もあります。被害者の心の傷は決して消えることはありませんが、少しでも癒えるような社会になることを心から願っています。



「世界道路交通犠牲者の日」に行われた交通安全啓発活動の様子

あなたにもできる支援

犯罪被害にあわれた方は、心や生活に大きな負担を抱えていることがあります。

私たちにできる支援として、次のような配慮があります。

- うわさ話を広げない
- 無理な励ましはしない
- SNSで憶測を書かない
- 相手の気持ちを尊重する
- 困っていたら相談窓口を伝える

